令和5年度　第２回彦根市地域包括支援センター運営協議会　議事録（要約）

開催日時：令和6年２月19日（月）13時30分～15時00分

場　　所：福祉センター別館2階　多目的会議室（旧　集団健診室））

出席者

【委員】新井議長、平井委員、大野木委員、竹松委員(代理)

森委員、谷澤委員、加賀爪委員…7名出席で当協議会成立。

【地域包括支援センター】すばる中川所長、ハピネス青木所長、ひらた増田所長

ゆうじん安原所長、きらら上田所長、いなえ白谷所長

【事務局】田澤部長、林課長、中川主幹、近藤副主幹、吉田、関谷、中村、樋口、矢田、北川、髙田

内　　容：

**◆開会（13：30）**

◆**福祉保健部長挨拶**

**◆議題**

**議題１　令和4年度地区別実績評価照会票の報告について**

* 事務局から、各地域包括支援センターの実績評価照会票について報告。
* 各地域包括支援センターから、評価を受けて感じたこと、現在意識して取り組んでいること、今後、強化していきたいこと、新たに取り組んでいきたいことについて報告。

【質問・意見】

|  |  |
| --- | --- |
| 谷澤委員 | 地域サロン等の活動に参加する中で、住民の声からも、地域包括支援センターの周知・啓発活動はまだまだこれからであると感じる。高齢化社会となり、地域の課題も複雑化・多様化している。その中で、地域包括支援センターの存在や業務内容を知らない人がまだ多い。また、地域包括支援センターが市内６か所にあり、エリアごとに担当センターが分かれていることを知らない人もいる。　啓発活動の課題等は、どのようなものがあるのか。 |
| いなえ | 自治会の会議等で地域包括支援センターについて周知しているが、会長や役員が変わってしまうこともある。チラシを活用して周知を進めているが、住民から何を相談してよいのか分からないといった意見をもらう。また、地域住民もどこまでが地域包括支援センターの業務か分かっておらず、どのようなケースを相談したらよいかが分からないようである。 |
| ひらた | 民生委員児童委員も委員交代で地域包括支援センターの存在を初めて知る方がいる。また、住民自身が救急搬送された際、病院の相談員等から案内されて初めて知ったとの声を聞くこともある。病院側の声として、「もっと早く関わりができていればよかった。」といった意見をもらうこともある。 |
| きらら | きらら圏域の地域では、高齢化率が高い地域とそうでない地域がある。高齢化率の高い地域は、住民が持っている介護に関する意識も高い。一方、若い世代が多い地域は、介護に関して身近な話題と考えておらず、周知がなされていないと感じる。今後は、若い世代にも啓発活動が必要である。 |
| 谷澤委員 | 地域のサロンに参加して、市民から自治会存続に関する相談を受けることがあり、社会福祉協議会が担い手不足に向けた提案をすることがある。こうした活動で、市民や福祉委員、民生委員児童委員に「困り事は社会福祉協議会へ」といったキーワードを投げかけることがある。地域包括支援センターも同様に「困り事は地域包括支援センターへ」と投げかけると分かりやすい。ただ、実態として市民が「誰に」「何を」「どこまで」相談すればよいかが分からず、相談を受ける側も誰につなげるべきか分からないことがある。また、自治体の制度から縦割りの対応をされることもある。今後の相談体制を検討する上で、「誰が対応するのか」の整理が必要である。 |
| 森委員 | 担当地区の民生委員児童委員の事例で、民生委員児童委員が「自分が動かないといけない。」との思いから早期解決を目指した結果、本人に迷惑をかけた事案があった。地域包括支援センターの職員を定例会に招き、地域包括支援センターの役割を伝えたり、民生委員児童委員の動き方を一緒に考えたりしてほしい。また、土・日曜日や祝日、時間外での相談事についてどうすればよいか教えてほしい。 |
| すばる | 民生委員児童委員同士で対応を検討されており、活動を進めておられるので助かっている。営業時間外の対応については、携帯電話の転送機能を利用している。ただ、電話相談中で話中になっていることもあるため、時間を空けて再度連絡いただくなど、ご理解・ご協力をお願いしたい。また、地域包括支援センターは相談窓口として本人の解決を支援する立場である。市民の中には、困り事を解決できる窓口と認識して相談されることがある。解決できない場合は不満が発生する。こうした不満が発生しないように、啓発活動に協力していただきたい。　 |
| 新井議長 | 営業時間外での対応についての転送機能は、各地域包括支援センターも同じか。 |
| 各包括 | そのとおり。 |
| 加賀爪委員 | 各地域包括支援センターからの意見に共通したキーワードに「入りにくい地域」がある。対応策など意見を聞きたい。 |
| ハピネス | 学区ごとに地域性がある。それを入りにくいと捉えるのではなく、地域の個性や強みとして捉え、しっかり受け止め、関わり合いながら、どの地域にも満遍なく入っていくよう心掛けている。担当学区で入りにくいと感じることは少ないが、諦めないことや継続した関わりが大切だと感じる。 |
| きらら | 入りにくい地域への働きかけについては、以前から社会福祉協議会と相談しながら進めてきた。地域の住民の意識には「誰の力も借りずにやってきた。」との思いがあることもある。すぐに解決することは難しい。今後のことも考えて、まず地域の民生委員児童委員と関係を構築しながら、また地域を巻き込みながら少しずつ関係性を広げていくことを取組として進めていく。 |
| 加賀爪委員 | 地域の強みに目を向けることで、活動の方向性や取組に広がりを感じる。 |
| 竹松委員 | すばるの報告に「地域包括支援センターは相談窓口であって、解決窓口ではない。」とあるが、家族がいない住民の相談や解決についてはどのようにされているのか。 |
| ゆうじん | 家族等いない住民からの相談については、まず本人の力を確認することから始める。また、本人と支援者とが一緒に解決していくものと考えており、支援者や関係機関と一緒に解決に向けて支援していく。 |
| すばる | 基本的な考え方として、困り事の解決は本人がするものである。ただ、認知機能の低下など生きづらさを抱えている住民もおり、支援が必要になることもある。こうした場合は、支援者と連携し、成年後見制度を検討したり、遠縁をあたったりするなど、対応している。司法書士等と本人を交えて、どうしていくとベストかということを本人の意思を尊重しながら、支援を行っている。かなり時間はかかるが、そのように対応している。 |
| 大野木委員 | 金亀体操グループについて、多くのグループができたことはよいことだと感じている。ただ、地域にはプライドの高い住民もおり、入りにくいなどの問題がある。 |
| ひらた | まず本人が、金亀体操グループに向いているのかどうかを判断する。中にはプライドの高い方や、地域の方に見られたくないと言う方がいる。そういった方には、住まいから遠いグループを紹介することもある。場合によっては、介護保険サービスの利用が適切なこともある。本人に適切なサービスを紹介する事が大切である。 |
| 平井委員 | 金亀体操グループの参加対象者や、グループの存在をどのような機会に知るのかを教えてほしい。 |
| いなえ | 住民は、町内で実施しているので知っている。また、地域包括支援センターからの周知で知ることもある。その他は出前講座の機会や、個別ケースへ紹介することもある。 |
| 竹松委員 | 自身は、ほっこりで金亀体操のことを知り、その後健康ためにグループの立ち上げにつながった。コロナ禍から活動を休止していたが、茶話会で関係者との協議が盛り上がり、介護予防の大切さを知る機会にもなった。 |
| 新井議長 | 啓発活動について、ターゲット層を中学生や高校生など若い層にも広げていくことが大切である。また、地域包括支援センターは、本人の持っている力や地域の力は何かという強みについての視点も持たれており、地域に寄り添いながら支援をしていることが確認できた。 |

**議題2　令和6年度彦根市地域包括支援センター運営方針（案）・**

**関連事業計画（案）について**

* 事務局から次年度の地域包括支援センター運営方針と関係事業計画について説明。

|  |  |
| --- | --- |
| 新井議長 | 地域課題が文言として追加されることは、課題だけでなく地域の強みなども加味して支援していくことを意識することが大切である。 |
| 谷澤委員 | 総合相談支援業務部分に追記された「地域住民や関係機関と共有することを目指す」について、共有の形とは何か。 |
| 事務局 | 総合相談での個別ケースを通じて出た地域課題については、地域包括支援センター単位地域ケア会議を通じて、地域住民とも共有できる場を持っている。地域住民が我が事として捉える機会となっている。 |
| 加賀爪委員 | 10ページの防災対策・感染症対策の項目に追加された「介護予防支援事業として」の文言の追加について確認したい。 |
| 事務局 | 業務継続計画は、地域包括支援センターが介護予防支援事業として作成することとなっているため、追記している。 |
| 加賀爪委員 | 地域包括支援センターとして、業務継続計画を立てる訳ではないということか。 |
| すばる | 介護保険法に記載があるように、介護予防支援事業所の業務継続計画作成が決められている。災害対策で包括として何をするかということは、市との委託・受託の話になる。 |
| 新井議長 | 法律に位置付けられているかどうかを別として、業務継続計画に関して各地域包括支援センターの事業所として検討されていることや話題があるのか。 |
| きらら | 事業所としては、具体的にどうという方向かは決まっていないが、災害時は市民から連絡が入るだろうということは想定している。ただ、実際の対応を想像することが難しい面もある。災害時のサービス等の相談と地域の現状把握の２方向について、検討する必要があると考えている |
| 森委員 | 防災対策は大切で、地域には車椅子の方などもおり、民生委員児童委員にとっても避難行動は大きな課題で、支援があると助かる。どのように対応したらよいかと民生委員児童委員の中でも話をしている。過去には芹川の氾濫などもあった。結局、地域包括支援センターに連絡することになると思うが、自治会との連携や地域包括支援センターへの相談など協議を進めていただきたい。 |
| 事務局 | 彦根市には「災害時避難行動要支援者制度」があり、満75歳以上の独居の高齢者または満75歳以上の人のみで構成する世帯の高齢者、要介護3・4・5の認定を受けている人、身体障害者手帳1級・2級を所持する人、療育手帳A1・A2を所持する人、精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する人、難病患者の対象市民には案内を送付している。社会福祉課で申請受付をしている。　 |
| 新井議長 | 防災・感染症対策は重要で業務継続計画は、法律に記載がある。森委員の視点やきららの上田所長の意見が大切になってくる。災害時の対応については、今後対応を考えていく必要があると思う。 |

全委員により承認

**議題３　その他**

**彦根市地域包括支援センターの委託について**

* 事務局から説明。

地域包括支援センターひらたは、令和6年度で委託業務の受託を終了する予定である。現在、彦根市社会福祉協議会が委託を受けているが、人員不足から３職種の設置が難しいと相談があった。今後の進捗は運営協議会の場で報告する。

**◆閉会（15：00）**